

教育委員会協議会議題

平成19年1月30日

1 報告事項

学校敷地内駐車場の適正化について（資料1 教育政策課）

学校敷地内駐車有料化の基本方針

1 駐車料金の徴収対象となる者

| | |
|-------------------------------|--------|
| 1 週間の勤務時間が 30 時間を超える者 | 全額 |
| 1 週間の勤務時間が 20 時間を超え、30 時間以下の者 | 2 分の 1 |

臨時職員等賃金が廉価である職員に対しては、特別の配慮をする。

2 基準となる料金算定

- (1) 「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」を基準に算出する。
- (2) 車両 1 台あたりの占有面積は、縦 5 m、横 2 m の 10 m²として計算する。
- (3) 各校ごと算出した金額の平均値を全校統一の駐車料金とする。
- (4) 駐車料金の改定は固定資産評価替えの翌年度(3年ごと)に行う。
- (5) 駐車料金は、月ごとに、学校ごとに徴収することとする。

3 駐車料金の減免

| 減免の区分 | 理由 | 減免の方法 |
|-----------------|--|---|
| 公務用車両としての性格 | 出張や、児童生徒の家庭訪問、部活動指導、けが等の緊急対応等、自家用車でありながら、公務にも使用している。 | 公務用車両用として駐車料金の徴収を免除する。 ア 小学校 児童 200 人に対し 1 台を免除。 イ 中学校 生徒 150 人に対し 1 台を免除。 (2 台に満たない場合は 2 台) |
| 学校敷地内の駐車場確保の困難性 | 学校敷地内の駐車場の確保が困難で、公務使用としての性格を有する自家用車のため民間駐車場を借りている。 | 標準駐車台数に不足台数の 3 分の 1 の料金を免除する。 |
| 学校の地理的要因 | 公共交通機関を利用しでの出張等が困難である。 | 次のいずれかの条件に基づき、2 台分の料金を免除する。 ・ 最寄りの鉄道駅からの距離が 2 km 以上の学校 ・ 最寄りの鉄道便数、バス便数が 1 時間に 2 便未満の学校 |

標準駐車台数

| | |
|---------------|------|
| ~ 200 人 | 10 台 |
| 201 人 ~ 300 人 | 12 台 |
| 301 人 ~ 400 人 | 14 台 |
| 401 人 ~ 500 人 | 16 台 |
| 501 人 ~ 600 人 | 18 台 |
| 601 人 ~ | 20 台 |

学校敷地内駐車に係る料金の使途について

【基本方針】

学校敷地内駐車に係る料金は、目に見える形で学校に返す。

(1) 夢育(ゆめいく)学校づくり

夢育学校づくりに取り組む経費として交付する。現在は、一般財源で賄われているが、これに併せて交付するもので、使途は校長権限に委ねるものとする。特色ある学校づくりを目指す。

期待効果：学校の特色づくり 校長権限の拡大

(2) 花と緑いっぱいの幼稚園・学校づくり

花づくりを中心とした心の教育を全小中学校で進める。花を育てることにより、美しいものを美しいと感じる心、命あるものを大事にする心、思いやりの心を育てる。本市の重点課題である不登校対策としての効果にも期待する。

期待効果：心の教育 不登校対策 学校施設の充実

(3) 学校施設の整備

この使用料を財源とし、校舎リニューアル事業の推進や、学習環境の向上等を図るためのトイレ整備、空調設備設置を計画的に実施するとともに、校舎・屋内運動場耐震補強事業の早期完了を実現するため、学校施設整備費を充実させる。

期待効果：学校施設の充実

(4) 学校運営奨励金

学校経営において、経費の削減、教科指導の向上、教職員の資質の向上、部活動の指導等に関し抜群の効果をあげた学校に対し、その成果を称え、更なる取組みを奨励するため奨励金を交付する。交付された奨励金の使途は、校長権限に委ねるものとする。

期待効果：校長権限の拡大 成果配当制度の導入